

大規模災害からの復興に関する法律施行令 新旧対照条文

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第三条関係）	1
○登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）（附則第四条関係）	3
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（附則第五条関係）	5
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（附則第六条関係）	6
○社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（附則第七条関係）	7
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（附則第八条関係）	8
○東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（附則第九条関係）	9

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
政令	(略)	政令	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）</p>	<p>第十六条、第十七条、第十九条において準用する出入国管理及び難民認定法施行令第三条、第二十二條第一項（第二十三條第一項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）、第二十二條第二項から第四項まで、同條第五項及び第二十三條第二項において準用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第一条及び第二条、第二十四條第一項から第三項まで、同條第五項において準用する同令第一条及び第二条並びに第二十六條において準用する同令第四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）</p>	<p>第十六条、第十七条、第十九条において準用する出入国管理及び難民認定法施行令第三条、第二十二條第一項（第二十三條第一項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）、第二十二條第二項から第四項まで、同條第五項及び第二十三條第二項において準用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第一条及び第二条、第二十四條第一項から第三項まで、同條第五項において準用する同令第一条及び第二条並びに第二十六條において準用する同令第四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

大規模災害からの復興に
関する法律施行令（平成
二十五年政令第 号

第二十二条において準用する第二十一条
第一項及び第四項の規定により都道府県
が処理することとされている事務（同項
に規定する事務にあつては、海岸法施行
令第一条の五第一項第一号、第五号から
第六号の二まで、第十二号又は第十五号
に掲げる権限に係る事務を行ったときの
通知に係るものに限る。）

改 正 案	現 行
<p>第一条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）その他の法令による登記事項証明書（閉鎖登記事項証明書を含む。以下同じ。）、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（以下「登記事項要約書」という。）又は登記簿（閉鎖登記簿を含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本の交付、登記簿又はその附属書類の閲覧、登記識別情報に関する証明、筆界特定書等の写しの交付又は筆界特定手続記録の閲覧、印鑑の証明書の交付、商業登記法第十二条の二第一項各号に掲げる事項の証明等の請求、不動産登記法第三十一条第一項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十六条第一項の規定による筆界特定の申請、商業登記法第四十九条第一項（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による登記の申請、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）による登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）による登記情報の提供の請求、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）による登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求、動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）による登記申請書等の閲覧の請求、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第二百五十二号）による登記の嘱託又は申請及び後見登記等に関する政令</p>	<p>第一条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）その他の法令による登記事項証明書（閉鎖登記事項証明書を含む。以下同じ。）、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（以下「登記事項要約書」という。）又は登記簿（閉鎖登記簿を含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本の交付、登記簿又はその附属書類の閲覧、登記識別情報に関する証明、筆界特定書等の写しの交付又は筆界特定手続記録の閲覧、印鑑の証明書の交付、商業登記法第十二条の二第一項各号に掲げる事項の証明等の請求、不動産登記法第三十一条第一項の規定による筆界特定の申請、商業登記法第四十九条第一項（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による登記の申請、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）による登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）による登記情報の提供の請求、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）による登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求、動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）による登記申請書等の閲覧の請求、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）による登記の嘱託又は申請及び後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）による登記申請書等の閲覧の請求については、この政令の定めるところによる。</p>

(平成十二年政令第二十四号)による登記申請書等の閲覧の請求に関する手数料については、この政令の定めるところによる。

第八条 不動産登記法第三百三十一条第一項、東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項の規定による筆界特定の申請についての手数料は、一件につき、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎とし、その額に应じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

(略)

2～5 (略)

第八条 不動産登記法第三百三十一条の規定による筆界特定の申請についての手数料は、一件につき、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎とし、その額に应じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。

(略)

2～5 (略)

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十四年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六十四条第四項及び第五項</p> <p>三十六 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十八条第四項及び第五項</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十四年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六十四条第四項及び第五項</p> <p>2・3 （略）</p>

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号） 新旧対照条文【附則第六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>法第十一条第一項第十三号</u>の政令で定める施設） 第五条 <u>法第十一条第一項第十三号</u>の政令で定める施設は、電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設とする。</p>	<p>（<u>法第十一条第一項第十二号</u>の政令で定める施設） 第五条 <u>法第十一条第一項第十二号</u>の政令で定める施設は、電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設とする。</p>

2 6 (略)		改 正 案		<p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
		名称	所 掌 事 務	
(略)	(略)	都市計画・歴史的風土分科会	都市計画法（昭和四十三年法律第百号。大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号） <u>第四十二条第四項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u> ）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定により、並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	
2 6 (略)		現 行		<p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
		名称	所 掌 事 務	
(略)	(略)	都市計画・歴史的風土分科会	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定により、並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号） 新旧対照条文【附則第八条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする</p> <p>一 〓 四百三十四（略）</p> <p>四百三十五 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）</p>	<p>○ 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする</p> <p>一 〓 四百三十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（地籍調査に要する経費）</p> <p>第九條 法第五十六條第九項の規定により被災関連都道府県及び被災関連市町村（法第四十六條第一項に規定する被災関連市町村をいう。）が負担する地籍調査（法第五十六條第一項に規定する地籍調査をいう。）に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して国土交通大臣が定める基準によって算定したものとす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 一筆地調査 二 地籍図根三角測量 三 地籍図根多角測量 四 地籍細部測量 五 空中写真の撮影 六 空中写真の図化 七 地積測定 八 地籍図及び地籍簿の作成 	<p>（地籍調査に要する経費）</p> <p>第九條 法第五十六條第八項の規定により被災関連都道府県及び被災関連市町村（法第四十六條第一項に規定する被災関連市町村をいう。）が負担する地籍調査（法第五十六條第一項に規定する地籍調査をいう。）に要する経費は、次に掲げる作業に要する費用で、調査地域の面積、調査作業の難易等を考慮して国土交通大臣が定める基準によって算定したものとす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 一筆地調査 二 地籍図根三角測量 三 地籍図根多角測量 四 地籍細部測量 五 空中写真の撮影 六 空中写真の図化 七 地積測定 八 地籍図及び地籍簿の作成